

鯖江・丹生消防組合火災予防規程(平成18年本部訓令第1号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、火災予防事務の執行および事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(略称)

第2条 この規程における法令の略称は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 「令」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- (3) 「省令」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- (4) 「条例」とは、鯖江・丹生消防組合火災予防条例(昭和48年条例第4号)をいう。
- (5) 「規則」とは、鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則(平成18年規則第1号)をいう。
- (6) 「建基法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。

第2章 屋外における火災予防

(たき火または喫煙を制限する区域)

第3条 第23条の規定に基づくたき火または喫煙を制限することができる区域を、たき火または喫煙制限区域(以下「制限区域」という。)とする。

(指定基準)

第4条 前条に規定する制限区域においての指導基準は、次の各号のいずれかに該当し、制限区域として指定する必要があると認められる区域の場合とするものとする。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。)第27条、第56条の10、第69条および第98条第2項の規定に基づき、文化財として指定されている建造物または文化財(重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡、特別名勝、県指定有形文化財および市町村の有形文化財等)を収容している建造物ならびにその周辺区域
- (2) 上水道の断水および道路工事等に伴い、火災が発生した場合に著しく消防活動が困難と認められる区域の屋外
- (3) 博覧会、祭礼等多数の者が集まることに伴い、火災が発生した場合に著しく消防活動が困難と認められる区域の屋外

(制限区域の指定等手続き)

第5条 消防署長(以下「署長」という。)は、前条の指定基準に該当する対象が生じ、制限区域として指定、変更、更新、または解除(以下「指定等」という。)する必要があるときは、たき火または喫煙制限区域指定等申請書(様式第1号)により消防長に上申するものとする。

2 消防長は、前項の規定による指定等の上申があったときは、上申内容を審査し適当と認めた場合は、署長を経由して当該関係者にたき火または喫煙制限区域指定等通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第1項の指定に係る指定期間は、5年以内とする。

第3章 建築同意

(申請書等の受付)

第6条 第7条ならびに建基法第93条の規定により、特定行政庁、建築主事(その委任を受けたものも含む。以下「建築主事等」という。)または指定確認検査機関(建基法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関とは、同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下「指定確認検査機関」という。))から送付される確認申請書、許可申請書および計画通知書(以下「申請書等」という。)は、原則として直接、消防署防火指導課において受付するものとする。ただし、指定確認検査機関のうち消防長または署長がこれによりがたいと認める場合は、郵送等の送付方法とすることができる。この場合の郵送等費用については、指定確認検査機関が負担する。

2 受付時間は、正規の勤務時間内とし、月曜日から金曜日(年末年始および休日を除く。)の8時30分から17時15分までとする。なお、郵便等により受付時間外に到着したものについては、翌開庁日を受付日とする。

3 前項により受付した申請書等のうち確認申請書は正本1部、副本1部、消防用図面1部とし、消防同意文書受理簿(様式第3号) (以下「同意文書受理簿」という。)により処理するものとする。

(消防同意の区分)

第7条 消防同意(以下「同意」という。)は、消防長同意と署長同意とに区分する。

2 消防長同意は、次の各号に掲げる建築物について行うものとする。ただし、第1号から第6号までの一つに該当するもので、第7条第2項により3日以内に処理しなければならないものを除くものとする。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イおよび(6)項に掲げる防火対象物で、申請部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。

- (2) [令別表第1](#)(5)項ロ、(8)項から(13)項までに掲げる防火対象物で、申請部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの。
- (3) [令別表第1](#)(7)項、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物で、申請部分の床面積の合計が2,000平方メートル、((14)項中のラック式倉庫にあっては、1,000平方メートル)以上のもの。
- (4) [令別表第1](#)(16)項に掲げる防火対象物で、申請部分の床面積の合計が次の~~ア~~または~~イ~~のいずれかに該当するもの。

ア [令別表第1](#)(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項および(9)項イの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。

イ 前アに該当しないもので、床面積の合計が1,500平方メートル、((14)項中のラック式倉庫を含むもの)にあっては、当該ラック式倉庫部分の床面積が1,000平方メートル)以上のもの。

- (5) 地階を除く階数が4以上のもので、床面積の合計が500平方メートル以上のもの。
- (6) [法第11条第1項](#)の規定による危険物製造所等の設置または変更の許可を必要とするもの。
- (7) 路上建築物(アーケードに限る。)
- (8) その他行政上特に必要と認められるもの。
- (9) [第1号](#)から[第5号](#)までのいずれかに該当する建築計画のあるもので、その一部のみを申請内容とするもの。

3 署長同意は、[前項](#)に掲げるもの以外とする。

(消防同意の審査)

第8条 消防長または署長は、申請書等の内容が関係法令に基づく建築物の防火に関する規定(以下「防火に関する規定」という。)および[法第17条の3の2](#)に規定する設備等技術基準(以下「設備等技術基準」という。)に適合しているか審査し、必要がある場合は、現地調査を実施するものとする。

2 消防長または署長は、申請内容に不備または申請内容と現場の状況が著しく相違する等、審査が困難であり、かつ、建築主事等または指定確認検査機関との意見調整が必要であると認めた場合は、建築主事等または指定確認検査機関に返戻しなければならない。

3 申請書等の同意は、[法第7条第2項](#)に規定する期間内とし、算定については次のとおりとする。

- (1) 起算日については、申請書等を受理した日の翌日を第1日目とする。
- (2) 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とする。
- (3) 同意期間中に申請書等の不備がある場合は、通知した当日から申請書等の不備が補正されるまでの間は同意期間から除くものとする。

(調査報告書の作成)

第9条 [第6条](#)により受理した申請書等は、内容審査を行うとともに必要に応じ現地調査を行い、その結果について[次の各号](#)により報告するものとする。

- (1) 同意の場合は、申請書等に建築物調査報告書([様式第4号](#)または[様式第4号の2](#))(以下「調査報告書」という。)を添付し、[第7条](#)の区分に応じ、消防長または署長に報告するものとする。
- (2) 不同意の場合は、調査報告書に不同意理由書([様式第5号](#)または[様式第5号の2](#))を添付し、[第7条](#)の区分に応じ、消防長または署長に報告するものとする。
- (3) 返戻の場合は、意見書([様式第6号](#)または[様式第6号の2](#))を添付し、[第7条](#)の区分に応じ、消防長または署長に報告するものとする。

(消防同意処理基準)

第10条 消防長または署長は、次に掲げる基準により同意または不同意を行うものとする。

- (1) 同意 申請書等の内容が防火に関する規定および設備等技術基準に適合しているもの、または防火に関する規定に違反しているが違反事項が軽微で申請書等の許可もしくは確認の際に容易に是正されると認められるもの
- (2) 不同意 申請書等の内容が防火に関する規定もしくは設備等技術基準に違反し、防火上著しく支障のあるもの

(消防同意処理要領)

第11条 消防長または署長は、[前条](#)の基準により同意または不同意を決定したときは、それぞれ[次の各号](#)に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 同意の場合は、確認申請または許可申請の消防同意欄に別図1の同意印を押印し、建築主事等または指定確認検査機関に送付する。
- (2) 不同意の場合は、不同意理由書にその理由を明記し、建築主事等または指定確認検査機関に送付する。
- (3) 返戻の場合は、意見書を作成し、建築主事等または指定確認検査機関に送付する。

2 [前項各号](#)において処理する申請書等は、消防署防火指導課において、原則として直接建築主事等または指定確認検査機関に返付するものとする。郵送等により指定確認検査機関に送付する場合は、申請書等の紛失等のおそれがない方法とし、費用は指定確認検査機関が負担するものとする。

(計画する通知等の処理)

第12条 消防長または署長は、申請書等のうち計画通知等、消防同意欄のないものについて受理したときは、[前各条](#)の規定に準じて処理するほか、[次の各号](#)に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 計画通知書等の内容が建築物の防火に関する規定に違反していると認めるときは、文書受付印を押印し、建築主事等または指定確認検査機関に送付する。
 - (2) 計画通知書等の内容が建築物の防火に関する規定に適合していないと認める場合は、前号による文書受付印を押印し、意見書を添付して建築主事等または指定確認検査機関に送付する。
- (送達)

第13条 消防長または署長は、第11条および前条の規定による処理後の申請書等を建築主事等または指定確認検査機関に送付するときは、同意文書受理簿の送達月日欄に送付月日を記入し、受領印を徴し、送付を明らかにするものとする。ただし、指定確認検査機関に郵送する場合は、郵送等の控えを同意文書受理簿の裏面に貼付するものとする。

(防火対象物の指定)

第14条 同意した建築物のうち、条例第43条の規定に基づき、使用開始の届出が必要な対象物は、別記1に定める防火対象物の指定基準によるものとする。

(同意建築物の指導)

第15条 消防長または署長は、同意を行う場合は必要に応じ法第17条第1項および第3項ならびに条例に基づく消防用設備等(特殊消防用設備等)および各種届出、その他必要な事項について指導するものとする。

2 署長は、前条に規定する防火対象物については、当該建築物が竣工するまでの間、必要に応じ指導を行いその結果を防火対象物指導経過書(様式第7号および様式第7号の2) (以下「指導経過書」という。)に記載し、保管しておくものとする。

(防火対象物台帳の作成)

第16条 署長は、前条の建築物が竣工した場合は、条例第43条の規定に基づく防火対象物使用開始届出書を提出させるとともに、防火対象物台帳および防火対象物台帳(電子データ)を作成または整備し、かつ、保管するものとする。

第4章 消防設備等

第1節 工事整備対象設備等の着工の届出

(着工届の受理)

第17条 署長は、法第17条の14による工事整備対象設備等の着工届(以下「着工届」という。)が提出された場合は、届出事項および添付図書の内容を審査し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、受理するものとする。

2 係員は、前項により受理した着工届を審査し、その結果を工事整備対象設備等着工届審査報告書(様式第8号から様式第8号の7)により工事整備対象設備等の種類ごとに記載して報告するものとする。

3 署長は、前項の審査報告書を作成したときは、当該設備が完成するまでの間の指導経過、その他必要な事項を指導経過書に記録しておくものとする。

4 着工届は、原則として正副2部提出させるものとする。

5 署長は、前項の規定による処理後の届出書副本を返付するときは、経過欄に別図2に定める届出済印(以下「届出済印」という。)を押印し、届出者に返付するものとする。

第2節 消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置の届出

(設置届および自主検査結果報告書の範囲)

第18条 法第17条の3の2の規定により消防用設備等または特殊消防用設備等設置届(以下「設置届」という。)の提出が必要な防火対象物は次によるものとする。

- (1) 令第35条第1項第1号に掲げる防火対象物
- (2) 令第35条第1項第2号に掲げる防火対象物
- (3) 令第35条第1項第3号に掲げる防火対象物
- (4) 令第35条第1項第4号に掲げる防火対象物

2 前項以外の防火対象物の消防用設備等または特殊消防用設備等の設置については、自主検査結果報告書(様式第9号)により提出するものとする。

(設置届等の受理)

第19条 署長は、前条の規定により関係者から設置届または自主検査結果報告書(以下「設置届等」という。)が提出された場合は、届出事項および添付図書の内容を審査し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、処理経過を明らかにしておくものとする。

2 前項の場合において、法第17条の3の2の規定に基づく完成検査を実施したときは、検査復命書および検査結果書(様式第10号)により処理するものとする。

3 設置届等は、原則として正副2部提出させるものとする。

(設置届等の副本の返付)

第20条 署長は、前条の規定により届出を受理したときは、第17条第5項の規定に準じて処理するものとする。

(中間検査の実施)

第21条 署長は、法第17条の3の2の規定に基づく検査等を補完するため、火災予防上および消火活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分で、工事完了後の検査が困難な場合について、工事完了前における検査(以下「中間検査」という。)を適宜実施するものとする。

- 2 前項に定める中間検査が終了したときは、検査結果を防火対象物台帳(電子データ)に記録し、法第17条の3の2に基づく検査に活用を図るものとする。
(消防用設備等または特殊消防用設備等検査済証の交付)
- 第22条 署長は、第18条第1項に定める防火対象物のうち、法第17条の技術上の基準に適合していると認められるものについて、省令第31条の3第4項に定める消防用設備等または特殊消防用設備等検査済証(以下「検査済証」という。)を関係者に交付するものとする。
- 2 署長は、第18条第2項の定める防火対象物の関係者から、検査済証の交付の願い出を受けたときは、省令第31条の3の規定を準用して設置届出書を提出させ、検査を行い設備等技術基準に適合していると認める場合にあっては、検査済証を交付することができるものとする。
- 3 検査済証の交付年月日は、検査報告書の決裁日とし、検査済証交付台帳(様式第11号)に必要な事項を記載して交付するものとする。
(是正措置)
- 第23条 署長は、検査の結果、消防用設備等または特殊消防用設備等の技術上の基準に適合していない等、必要な事項について指導した場合は、速やかに改善するよう指導しなければならない。
- 2 署長は、前項の不備事項が是正されたときは、検査結果書に必要事項を記載し、改善された場合はすみやかに検査し、結果については第19条第2項および前条の例により処理するものとする。
- 第3節 消防用設備等または特殊消防用設備等点検報告結果に関する報告
(点検結果報告書の受理)
- 第24条 署長は、法第17条の3の3の規定により、消防用設備等または特殊消防用設備等点検報告書(以下「点検結果報告書」という。)が提出された場合は、報告事項および内容等を審査し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し受理するものとする。
- 2 前項により受理するときは、原則として正副2部提出させるものとする。
(是正措置)
- 第25条 署長は、前条の報告内容に不備があるときは、消防用設備等改善結果(計画)書(様式第12号)を届出者に交付するものとする。
- (1) 削除
(2) 削除
(点検結果報告済書類の交付)
- 第26条 署長は、第24条の規定により届出を受理したときは、第17条第5項の規定に準じて処理するものとする。
(点検結果報告書の保管)
- 第27条 署長は、第24条により受理した点検結果報告書を、次回の報告がなされるまでの間保管しておくものとする。ただし、法第8条の2の3または法第36条第1項において準用する、法第8条の2の3に該当する防火対象物については次回の報告より前の3年分を保管しておくものとする。
- 第5章 防火対象物使用等の届出および申請
第1節 防火対象物の使用開始の届出
(使用開始の届出の受理範囲)
- 第28条 条例第43条に定める防火対象物使用開始の届出の受理範囲は、次のとおりとする。
- (1) 新築、増築、改築および移転して使用しようとする場合
(2) 関係者が変更して使用する場合
(3) 名称を変更して使用する場合
(4) 大規模な修繕、模様替えおよび内容を変更して使用しようとする場合
- 2 前項第4号のうち、内容を変更した場合は、次のとおりとする。
- (1) 部分的に行う改築、除去、移転、修繕(内装等の改修を含む。)または模様替えをして使用しようとする場合
(2) 全部または一部の用途変更をして使用しようとする場合
(3) 防火上の構造、防火区画、避難施設等の位置、構造、設置数または幅員等の変更をして使用しようとする場合
(4) 設備(消防用設備等または特殊消防用設備等、換気設備、舞台設備および電気設備)の新設、増設、除去、移転または構造、性能等の変更をして使用しようとする場合(軽易なものを除く。)
(5) 防火対象物に設ける工作物の新設、増設または移設をして使用しようとする場合
(使用開始の届出)
- 第29条 署長は、条例第43条の規定による防火対象物の使用開始の届出を受けた場合は、届出事項の内容審査を行い、防火対象物台帳(電子データ)に記録し受理するものとする。
- 2 署長は、前項の規定により届出を受理したときは、第17条第5項の規定に準じて処理するものとする。
(防災物品使用の届出)
- 第30条 署長は、前条により届出を受理した防火対象物のうち、令第4条の3に定める防災防火対象物について、防災表示のない物品を使用する場合は、防災性能を証明できる書類を提出させるものとする。

第2節 火を使用する設備の設置の届出

(設置届出の受理)

第31条 署長は、[条例第44条](#)の規定による火を使用する設備等の設置の届出を受ける場合は、届出事項の調査を行い、防火対象物台帳(電子データ)に記録して、必要に応じ現地調査を行い、処理経過を明らかにしておくものとする。

2 署長は、[前項](#)の規定により受理した届出の内容につき、当該届出に係る火を使用する設備等の使用開始前に検査を実施するものとする。ただし、署長が認める場合は検査を省略することができる。

3 署長は、[前項](#)の規定により届出を受理したときは、[第17条第5項](#)の規定に準じて処理するものとする。

第3節 少量危険物、揚煙行為、圧縮アセチレン、液化石油ガス、および消防活動阻害物質等の届出
(少量危険物等の届出の処理)

第32条 署長は、[条例第46条第1項](#)の規定による指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)および[条例別表第8](#)で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等および合成樹脂類にあっては[同表](#)で定める数量以上。)の指定可燃物(以下「少量危険物等」という。)の貯蔵または取扱いの届出を受けた場合は、届出事項の内容調査を行い、防火対象物台帳(電子データ)に記録するとともに必要に応じ現地調査を行い、処理するものとする。

2 署長は、[前項](#)の規定により届出を受理したときは、[第17条第5項](#)の規定に準じて処理するものとする。

(少量危険物等の廃止届出の処理)

第33条 署長は、[条例第46条第2項](#)の規定による少量危険物等の貯蔵または取扱いの廃止の届出を受けた場合は、防火対象物台帳(電子データ)に記録するとともに必要に応じ現地調査および火災予防上の指示を行い、その結果を届出書の経過欄に記載して処理するものとする。

(圧縮アセチレンガス等の届出の処理)

第34条 署長は、[法第9条の3第1項](#)の規定により圧縮アセチレンガス、液化石油ガスおよび消防活動阻害物質(以下「圧縮アセチレンガス等」という。)の貯蔵または取扱い等の届出を受けた場合は、届出事項の内容調査を行い、防火対象物台帳(電子データ)に記録して、必要に応じ現地調査を行い、その旨を届出書経過欄に記載して処理するものとする。

(圧縮アセチレンガス等の廃止届出の処理)

第35条 署長は、[法第9条の3第2項](#)の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いの廃止の届出を受けた場合は、防火対象物台帳(電子データ)の内容を修正するとともに必要に応じ現地調査を行い、その結果を届出書の経過欄に記載して処理するものとする。

(揚煙行為等の届出)

第36条 署長は、[条例第45条](#)の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等(以下「揚煙行為等」という。)の届出があった場合は、届出内容を確認し必要に応じ現地調査を行い、処理するものとする。

2 署長は、[前項](#)の規定により届出を受理したときは、[第17条第5項](#)の規定に準じて処理するものとする。

第4節 喫煙等禁止行為の解除承認申請書

(禁止行為の解除承認申請の処理)

第37条 署長は、[条例第23条第1項](#)の禁止行為の解除承認申請を受けた場合は、禁止行為解除承認申請処理簿([様式第13号](#))に記載して必要に応じ現地調査を行い、その旨を届出書経過欄に記載して処理するものとする。

2 署長は、[前項](#)の調査結果に基づき承認する場合は、申請書副本の経過欄に別図3の承認済印を押印して当該申請者に交付するものとする。この場合において、条件を付して承認する必要があるときは、[様式第14号](#)に条件を記載し交付するものとする。

3 署長は、[第1項](#)の調査の結果承認することができない場合は、申請書副本にその理由を記載して申請者に返付すること。

第5節 消防用設備等または特殊消防用設備等の特例基準適用申請

(特例基準適用申請の処理)

第38条 署長は、[令第32条](#)または[条例第34条の8](#)の基準の特例の適用を受けようとする者から申出があった場合は、消防用設備等(特殊消防用設備等)特例基準適用申請書([様式第15号](#))を提出させ、特例基準適用申請処理簿([様式第16号](#))に記載するとともに申請内容を審査し、必要に応じ立入検査を実施し、その結果について特例基準適用調査書([様式第17号](#))を作成し、処理するものとする。ただし、別に定めのある場合は、これによらないことができる。

2 [前項](#)の規定は、総務省消防庁通達等により特例基準の適用範囲が示されているものについても原則として適用する。

(特例基準適用通知書の交付)

第39条 署長は、[前条](#)の調査の結果、適当と認めた場合は特例基準適用通知書([様式第18号](#))を作成し、申請者に交付するものとする。

第6節 旅館、ホテル等に係る消防法令適合通知交付申請書

(適合通知書の通知等)

第40条 署長は、関係行政機関または申請者(以下「関係行政機関」という。)から、旅館、ホテル等の消防法令適合通知書(以下「適合通知書」という。)の交付申請があった場合は、消防法令適合通知書等交付申請処理簿(様式第19号)に記載し、調査を行うとともに、必要に応じ立入調査を行い処理するものとする。

2 署長は、前項により処理したときは、別に定めるところにより適合通知書または不適合通知書を作成し、関係行政機関等に通知するものとする。

第6章 消防設備業届出および防災表示者登録等

第1節 消防設備業

(消防設備業届出の処理)

第41条 署長は、条例第47条の2の規定による消防設備業の届出があった場合は、消防設備業届出処理簿(様式第20号)に記載するとともに、必要に応じ届出事項の内容調査を行うものとする。

2 署長は、前項の規定により届出を受理したときは、第17条第5項の規定に準じて処理するものとする。

第2節 タンクの検査

(タンク検査の処理)

第42条 署長は、条例第47条の規定によるタンクの検査申請書を受けたときは、タンク検査処理簿(様式第21号)に記載し、検査を行うものとする。

2 署長は、前項の検査が終了したときは、規則第19条第2項に定める検査結果書および検査済証を申請者に交付するものとする。

第3節 防災表示者登録等

(防災表示者登録・変更に関する意見書の提出)

第43条 消防長は、消防庁長官から省令第4条の4第3項の規定により、防災表示者の登録審査に関して意見を求められた場合は、必要に応じて関係事業所等の現地調査を行い、その結果を消防庁長官から送付された意見書に記載し提出するものとする。

2 消防長は、消防庁長官から省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官の登録を受けた者(以下「登録表示者」という。)の登録事項変更の調査に関して意見を求められた場合は、前項の規定に準じて処理するものとする。

(防災表示者登録等通知の処理)

第44条 消防長は、消防庁長官から登録表示者に関する通知を受理した場合は、その旨を署長へ通知するものとする。

2 消防長は、消防庁長官から登録表示者の防災表示者登録事項変更届出に関する通知および防災表示を付するものの廃業届けに関する通知ならびに登録表示者の登録を取消した旨の通知を受理した場合は、前項に準じて処理するものとする。

(情報の提供)

第45条 消防長は、登録表示者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、消防庁長官に対し情報提供を行わなければならない。

- (1) 防災性能を有していない物品を防災製品として製造等をしている登録表示者
- (2) 省令第4条の4第6項各号のいずれかに該当している登録表示者

第7章 防火管理および防災管理業務の指導

第1節 防火管理に係る届出

(防火管理指導)

第46条 署長は、防火管理義務対象物の防火管理業務が、防火管理者の作成する消防計画に基づき、適正かつ誠実に推進されるよう指導するものとする。

(防火管理台帳)

第47条 署長は、管轄内の防火対象物について実態を調査し、防火管理対象物を把握して、当該対象物ごとに防火管理台帳を整備しておくものとする。

(防火管理者選解任届)

第48条 署長は、法第8条第2項の防火管理者の選任または解任の届出を省令第4条により受けたときは、選任の届出にあっては、令第3条各号の資格について調査し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し処理するものとする。

(防火管理者の認定)

第49条 消防長は、令第3条第1項ニに定めるものから防火管理者としての認定申請があり、省令第2条各号に規定する防火管理者として必要な学識経験を有すると認めた者には、防火管理者認定申請書(様式第22号)に次の各号のいずれかの区分により証明書等を添付させるものとする。この場合において、氏名が変更されている場合は戸籍抄本または謄本の写しを添付させるものとする。

- (1) 消防職員については、所属長の在職証明書または在籍証明書
- (2) 安全管理者、危険物の保安監督者または保安技術管理者等については、選任届出書
- (3) 国または都道府県の消防に従事する職員もしくは警察官等については、所属長の在職証明書または在籍証明書

- (4) 建築主事または一級建築士については、使用者または管理者の証明書
- (5) 消防団員については、消防団長の証明書
- 2 消防長は、[前項](#)において申請された防火管理者の認定について、内容を確認し防火管理者としての資格を有すると認めたときは、認定証([様式第23号](#))を交付するとともに、防火管理者講習修了証交付台帳([様式第24号](#))に記録するものとする。

(防火管理者講習会および研修)

第50条 消防長は、[令第3条第1項](#)の規定に基づき、防火管理者の資格を取得させるため、定期的に防火管理に関する講習(以下「講習会」という。)を行うものとし、当該講習により資格を取得した者の氏名等を防火管理者講習修了証交付台帳に記録するものとする。

- 2 消防長は、[省令第2条の3](#)の規定に基づき、防火管理者再講習を受講した者は、[前項](#)に準じて処理するものとする。

- 3 署長は、防火管理者にその職務を誠実に遂行させ、かつ防火に関する高度な知識および技能を修得させるため、防火管理者研修を実施するものとする。

(修了証の再交付)

第51条 消防長は、[規則第9条第4項](#)の規定により再交付の申請があった場合は、防火管理者講習修了証交付台帳と照合確認のうえ、交付台帳に必要な事項を記載し、申請書の経過欄に処分案を朱書きして処理するものとする。

- 2 消防長は、[前項](#)の申請理由があると認めたときは、修了証を作成し、当該修了証の表面右上部に別図4の再交付の朱印を押印し、申請者に交付するものとする。

第2節 消防計画

(消防計画の届出)

第52条 署長は、[省令第3条第1項](#)により消防計画の届出があった場合は、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、副本にあつては、[第17条第5項](#)の規定に準じて処理するものとする。

- 2 既に届出されている消防計画のうち、別記2(消防計画の変更届を要する事項等)に定める事項を変更した場合は、消防計画の変更届出を行わせるものとする。

- 3 署長は、工事中の防火対象物について、工事中の消防計画を作成させるものとする。この場合、使用している部分の消防計画に、工事部分を包含して作成するように指導するものとする。

第3節 自衛消防の指導

(自衛消防の指導)

第53条 署長は、災害発生時に効果的な対応ができる自衛消防の組織的行動について指導するものとする。

- 2 自衛消防の指導にあたっては、災害活動技術の向上を重点とし、消防計画に基づき、自主的かつ積極的に自衛消防訓練が行われるよう指導するものとする。

(自衛消防訓練の指導)

第54条 署長は、防火対象物における自衛消防訓練指導にあたっては、訓練指導者の育成を図るよう努めるものとする。

- 2 自衛消防訓練は、防火対象物の訓練状況を勘案し、実態に即した種別および内容とし、多数の者が参加して実施できるように指導するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第55条 特定防火対象物の防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、あらかじめ[規則様式第3号](#)の自衛消防訓練通知書により署長に通知するものとする。

- 2 非特定防火対象物の防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、あらかじめ[規則様式第3号](#)の自衛消防訓練通知書により署長に通知または、訓練の実施結果を記録しておくものとする。

- 3 署長は、[前項](#)に規定する通知を受けた場合は、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、必要に応じて職員を出向させ指導するものとする。

(防災管理訓練への包含)

第56条 [省令第51条の8第3項](#)に規定する訓練において、[省令第3条第10項](#)に規定する訓練の内容を包含する内容が認められる場合は、いずれの訓練も実施したものとみなすことができる。

第4節 統括防火管理

(統括防火管理指導)

第57条 署長は、[法第8条の2](#)の規定に基づく統括防火管理の義務が生ずる防火対象物(以下「統括防火管理義務対象物」という。)については、当該対象物全体が一体的、かつ、効果的に防火管理業務が行われるよう指導するものとする。

- 2 署長は、統括防火管理義務対象物が別記3「統括防火管理義務対象物を単一防火管理組織として取扱う場合の条件」に定める条件に該当する場合は、[法第8条の2](#)の規定にかかわらず、単一防火管理組織の防火対象物として取り扱うことができるものとする。

(統括防火管理者選解任届出)

第58条 署長は、[法第8条の2第4項](#)に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出を[省令第4条の2](#)の規定により受理したときは、選任の届出にあつては、[令第4条各号](#)の資格について調査し、[第49条](#)の規定に準じて処理する

ものとする。

(全体の消防計画の届出)

第59条 署長は、[省令第4条第1項](#)の規定により、統括防火管理義務対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出があったときは、[第52条](#)項の規定に準じて処理するものとする。

第5節 防火対象物定期点検報告および特例認定等

(防火対象物点検結果報告書の受理)

第60条 署長は、[法第8条の2の2第1項](#)の規定により、防火対象物点検結果報告書(以下「防火対象物点検結果報告書」という。)が提出された場合は、届出事項および内容を審査し防火対象物台帳(電子データ)に記録し保管することとする。

(是正措置)

第61条 署長は、[前条](#)の報告内容により、[省令第4条の2の6第1項](#)に規定する点検基準に適合していないと認めるときは、[第25条](#)の規定に準じて処理するものとする。

(防火対象物点検結果報告書の保管)

第62条 署長は、[第61条](#)の規定により受理した防火対象物点検結果報告書は、[第27条](#)の規定に準じて保管しておかなければならない。

(申請者に対する防火管理維持台帳への編冊保存指導)

第63条 署長は、[法第8条の2の2第1項](#)の防火対象物の管理について権限を有するものに対し、[省令第4条の2の4第2項](#)に規定する防火管理維持台帳に記録させこれを保存するよう指導するものとする。

(特例認定申請書の受理)

第64条 署長は、[法第8条の2の3第2項](#)の規定により、防火対象物点検報告特例認定申請書(以下「特例認定申請書」)が提出された場合は、当該申請が[法第8条の2の3第1項](#)および[第2項](#)に規定する要件を満たしているか審査後受理し、特例認定申請処理簿([様式第25号](#))に記載して処理するものとする。なお、提出された特例認定申請書の記載事項および添付書類に不備があるときは、相当の期限を定めて補正させるものとする。

(特例認定に係る検査および結果の処理)

第65条 署長は、申請があった防火対象物(以下「申請対象物」という。)において[法第8条の2の3第2項](#)の規定により防火対象物点検報告特例認定に係る検査判定書([様式第26号](#))に基づき検査を行うものとする。また、防火管理維持台帳による書類審査もあわせて行うものとする。

2 署長は、検査を実施した場合、立入検査結果報告書および特例認定に係る検査判定書を添付して処理するものとする。なお、申請者に対し検査結果を立入検査結果通知書にて通知するものとする。

3 申請者は、[前項](#)の立入検査結果通知書に指示事項があった場合、相当の期限を定めて指示事項を改善し再度特例認定に係る検査を受けることができるものとする。

(特例認定および不認定の決定)

第66条 署長は、[前条](#)の検査結果に基づき[法第8条の2の3第3項](#)の規定による特例認定を決定したときは、防火対象物点検報告認定通知書([様式第27号](#))(以下「特例認定通知書」という。)により、または特例認定をしないことを決定したときは防火対象物点検報告不認定通知書([様式第28号](#))(以下「特例不認定通知書」という。)により、その旨を申請者に対し通知しなければならない。

2 署長は、特例認定申請処理簿に、[前項](#)の特例認定通知書を通知する場合は通知年月日および認定日を、ならびに特例不認定通知書を通知する場合にあっては通知年月日のみを記載の上、交付を行うものとする。

(管理権原者変更届出書の受理および提出の指導)

第67条 署長は、特例認定を受けた防火対象物(以下「特例認定防火対象物」という。)の管理について権原を有する者から、[法第8条の2の3第5項](#)の規定に基づく管理権原者変更届出書(以下「管理権原者変更届出」という。)が提出された場合は、当該届出書の記載事項について確認し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、処理するものとする。

2 署長は、特例認定防火対象物の管理について権原を有する者が変更となっているにもかかわらず、管理権原者変更届書が提出されていない場合は、当該特例認定防火対象物の変更前の管理について権原を有する者に対し、当該届出書の提出を指導すること。

3 署長は、[前項](#)の規定による指導に応じず、管理について権原を有する者が変更となってから3箇月以上届出を怠っている特例認定防火対象物に対しては、[法第46条の5](#)に規定する過料事件として、鯖江・丹生消防組合違反処理規程(平成16年9月1日消防本部訓令第2号)第28条に基づき、違反処理に着手しなければならない。

(特例認定の取消し)

第68条 署長は、特例認定防火対象物に対し、[法第8条の2の3第6項](#)の規定に基づき特例認定の取消しを決定したときは、鯖江・丹生消防組合違反処理規程(平成16年9月1日消防本部訓令第2号)第23条に基づき、当該特例認定防火対象物管理権原者に通知しなければならない。

2 署長は、特例認定の取消しに際しては、[行政手続法\(平成5年法律第88号\)第13条第1項](#)の規定に基づき、聴聞を行わなければならない。この場合、鯖江・丹生消防組合違反処理規程(平成16年9月1日消防本部訓令第2号)第17条に基づき行うものとする。

(特例認定通知書の通知証明書の交付)

第69条 署長は、特例認定通知書による通知を受けた防火対象物の管理について権原を有する者から、特例認定通知書の亡失または滅失等の理由により特例認定通知書による通知をしたことの証明書を求められた場合は、防火対象物点検報告特例認定通知証明願(様式第29号)(以下「特例認定通知書証明願」)を提出させるものとする。

2 署長は、前項の規定による特例認定通知書証明願が提出された場合は、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、特例認定申請処理簿より特例認定通知書年月日等の照合確認を行い、当該特例認定通知の事実について、防火対象物点検報告特例認定通知証明書(様式第30号)(以下「特例認定通知証明書」という。)を交付するものとする。

第6節 防災管理に係る届出

(防災管理者選解任届)

第70条 署長は、防災管理対象物(令第46条第1項に規定する防災管理対象物をいう。以下同じ。)について、法第36条第1項において読み替えて準用する、法第8条第2項の規定による防災管理者の選任または解任の届出を、省令第51条の9の規定により受理したときは、令第47条の資格について調査し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し処理するものとする。

(防災管理者の認定)

第71条 消防長は、令第47条第1項第4号に定める資格を有するものから防災管理者としての認定申請があり、省令第51条の5各号に規定する防災管理者として、必要な学識経験を有すると認めた者には、防災管理者認定申請書(様式第31号)に次の各号の一区分により証明書等を添付させるものとする。この場合において、氏名が変更されている場合は戸籍抄本または謄本の写しを添付させるものとする。

(1) 消防職員については、所属長の在職証明書または在籍証明書

(2) 安全管理者、危険物の保安監督者または保安技術管理者等については、選任届出書

(3) 国または都道府県の消防に従事する職員もしくは警察官等については、所属長の在職証明書または在籍証明書

(4) 建築主事または一級建築士については、使用者または管理者の証明書

(5) 消防団員については、消防団長の証明書

(防災管理に係る消防計画の届出)

第72条 署長は、省令第51条の8第1項により、防災管理に係る消防計画の届出があった場合は、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、第52条の規定に準じて処理するものとする。

2 第52条第2項および第3項の規定は、防災管理対象物において準用する。

(統括防火管理義務対象物における防災管理に係る届出)

第73条 署長は、統括防火管理義務対象物に該当する防災管理対象物から、省令第51条の11の2による建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出、及び省令第51条の11の3の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出を受理した場合は、第52条及び第58条の規定に準じて処理するものとする。

第7節 防災管理点検報告及び防災管理特例認等

(防災管理点検結果報告書の受理)

第74条 署長は、防災管理対象物において、法第36条第1項において読み替えて準用する、法第8条の2の2第1項の規定により防災管理点検結果報告書(以下「防災管理点検結果報告書」という。)が提出された場合は、第60条の規定に準じて処理するものとする。

(是正措置)

第75条 署長は、前条の報告事項及び内容が、省令第51条の14に規定する防災管理点検の点検基準に適合していないと認めるときは、第25条の規定に準じて処理するものとする。

(防災管理点検結果報告書の保管)

第76条 署長は、第75条の規定により受理した防災管理点検結果報告書は、第27条の規定に準じて保管しておかなければならない。

(防災管理特例認定申請書の受理)

第77条 署長は、法第36条第1項および規則第51条の16第1項および第2項において読み替えて準用する、法第8条の2の3第2項の規定により防災管理点検報告特例認定申請書が提出された場合は、当該申請が法第36条第1項および規則第51条の16第1項および第2項において読み替えて準用する法第8条の2の3第1項および第2項に規定する要件を満たしているか審査後受理し、防災管理点検報告特例認定申請処理簿(様式第32号)に記載し、処理するものとする。なお、提出された特例認定申請書の記載事項および添付書類に不備があるときは、相当の期限を定めて補正させるものとする。

(防災管理特例認定に係る検査および検査結果の処理)

第78条 署長は、前条の規定により受付した防災管理点検報告特例認定申請書に基づき、申請があった防災管理対象物(以下「申請防災管理対象物」という。)において、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第2項の規定により、防災管理点検報告特例認定に係る検査判定書(様式第33号)に基づき検査を行うものとする。また、防災管理維持台帳による書類審査もあわせて行うものとする。

2 署長は、検査を実施した場合、立入検査結果報告書および防災管理点検報告特例認定に係る検査判定書を添付して処理するものとする。なお、申請者に対し検査結果を立入検査結果通知書にて通知するものとする。

- 3 申請者は、前項の立入検査結果通知書に指示事項があった場合、相当の期限を定めて指示事項を改善し再度特例認定に係る検査を受けることができるものとする。

(防災管理点検特例認定又は不認定の決定)

第79条 署長は、前条の検査結果に基づき防災管理点検特例認定を決定したときは、防災管理点検報告特例認定通知書(様式第34号) (以下「防災管理特例認定通知書」という。)により、あるいは特例認定をしないことを決定したときは防災管理点検報告特例不認定通知書(様式第35号) (以下「防災管理特例不認定通知書」という。)により、その旨を申請者に対し通知しなければならない。

- 2 署長は、防災管理点検報告特例認定申請処理簿に、前項の防災管理特例認定通知書を通知する場合は通知年月日および認定日を、ならびに防災管理特例不認定通知書を通知する場合にあっては通知年月日のみを記載の上、交付を行うものとする。

(管理権原者変更届出書の受理および提出の指導)

第80条 署長は、防災管理特例認定を受けた防火対象物(以下「防災管理特例認定対象物」という。)の管理について権原を有する者から、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定に基づく管理権原者変更届出書(以下「管理権原者変更届出」という。)が提出された場合は、当該届出書の記載事項について確認し、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、処理するものとする。

- 2 署長は、防災管理特例認定対象物の管理について権原を有する者が変更となっているにもかかわらず、管理権原者変更届出書が提出されていない場合は、当該防災管理特例認定対象物の変更前の管理について権原を有する者に対し、当該届出書の提出を指導すること。

- 3 署長は、前項の規定による指導に応じず、管理について権原を有する者が変更となってから3箇月以上届出を怠っている防災管理特例認定対象物に対しては、法第46条の5に規定する過料事件として、鯖江・丹生消防組合違反処理規程(平成16年9月1日消防本部訓令第2号)第28条に基づき、違反処理に着手しなければならない。

(防災管理特例認定の取消し)

第81条 署長は、防災管理特例認定対象物に対し、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づき防災管理特例認定の取消しを決定したときは、鯖江・丹生消防組合違反処理規程(平成16年9月1日消防本部訓令第2号)第23条に基づき、当該防災管理特例認定対象物管理権原者に通知しなければならない。

- 2 署長は、防災管理特例認定の取消しに際しては、第70条第2項の規定に準じて処理するものとする。この場合、鯖江・丹生消防組合違反処理規程(平成16年9月1日消防本部訓令第2号)第17条に基づき行うものとする。

(防災管理特例認定通知書の通知証明書の交付)

第82条 署長は、防災管理特例認定通知書による通知を受けた防火対象物の管理について権原を有する者から、防災管理特例認定通知書の亡失または滅失等の理由により防災管理特例認定通知書による通知をしたことの証明書を求められた場合は、防災管理点検報告特例認定通知証明願(様式第36号) (以下「防災管理特例認定通知書証明願」)を提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の規定による防災管理特例認定通知書証明願が提出された場合は、防火対象物台帳(電子データ)に記録し、防災管理特例認定申請処理簿より防災管理特例認定通知書年月日等の照合確認を行い、当該特例認定通知の事実について、防災管理点検報告特例認定通知証明書(様式第37号) (以下「防災管理特例認定通知証明書」という。)を交付するものとする。

第8章 防火対象物に係る表示マーク交付等

(表示マーク交付申請書の受理)

第83条 署長は、「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知。以下「消防庁次長通知」という。)および「防火対象物に係る表示制度の実施細目等について」(平成25年10月31日付け消防予第419号消防庁予防課長通知。以下「消防庁予防課長通知」という。)に基づく表示マーク交付(更新)申請書(以下「申請書」という。)が、規定する表示対象物の関係者(以下「申請者」という。)から提出された場合は、当該申請書の記載事項及び添付書類について確認し、防火対象物台帳(電子データ)に記録しておくものとする。

- 2 署長は、提出された申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、申請者に対し相当の期限を定めて補正させるものとする。

(申請書に係る審査)

第84条 署長は、前条の規定により受付した申請書については、立入検査とあわせて消防庁予防課長通知に基づき審査を行うものとする。検査を実施した場合、立入検査結果報告書および検査判定書を添付して処理するものとする。なお、申請者に対し検査結果を立入検査結果通知書にて通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の立入検査結果通知書に指示事項があった場合、相当の期限を定めて指示事項を改善し再度表示制度に係る検査を受けることができるものとする。

(表示マークの交付)

第85条 署長は、前条第1項の規定による審査の結果、表示基準に適合していると認めた場合は、消防庁予防課長通知に基づく表示基準適合通知書により申請者に通知するとともに、表示マークを交付するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により表示マークを交付した場合は、消防庁予防課長通知に基づく表示マーク受領書を申請者から徴するものとする。

(表示基準不適合通知)

第86条 署長は、[第85条](#)の規定による審査の結果、表示基準に適合しないと認めた場合は、消防庁予防課長通知に基づく表示基準不適合通知書により申請者に通知するものとする。

(表示マークの返還請求)

第87条 署長は、表示マークの有効期間中にある表示申請防火対象物が、消防庁次長通知の「防火基準適合表示要綱」に定める表示マークの返還事由に該当する場合は、表示マークを交付した関係者に対して、消防庁予防課長通知に基づく表示マーク返還請求書により、貸与していた表示マークの返還を求めるものとする。

第9章 火災予防対策

(風俗営業等の許可等に係る連絡)

第88条 署長は、関係行政機関から風俗営業等の許可等に係る連絡等があった場合は立入検査を行い処理するものとする。

第10章 移譲事務

(県からの移譲事務処理)

第89条 福井県から移譲された事務については別に定められた要領に基づき処理するものとする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別記1(第14条関係)

防火対象物の指定基準

政令別表第1		防火対象物使用開始の届出に関する基準
1項	イ	全部
	ロ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が30人以上
2項	イ・ロ・ハ・ニ	全部
3項	イ・ロ	全部
4項		延べ面積が150m ² 以上または収容人員が30人以上
5項	イ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が30人以上
	ロ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が50人以上
6項	イ・ハ・ニ	・延べ面積が150m ² 以上または収容人員が30人以上 ・自動火災報知設備の設置を要するもの
	ロ	全部
7項		延べ面積が300m ² 以上または収容人員が50人以上
8項		延べ面積が300m ² 以上または収容人員が50人以上
9項	イ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が30人以上
	ロ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が50人以上
10項		延べ面積が300m ² 以上または収容人員が50人以上
11項		延べ面積が300m ² 以上または収容人員が50人以上
12項	イ・ロ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が50人以上
13項	イ	延べ面積が150m ² 以上または収容人員が50人以上
	ロ	全部
14項		延べ面積が150m ² 以上または収容人員が50人以上
15項		延べ面積が300m ² 以上または収容人員が50人以上
16項	イ	・延べ面積が150m ² 以上または収容人員が30人以上 ・この表中で全部と記載されている特定用途部分が入るもの
	ロ	・延べ面積が150m ² 以上または収容人員が50人以上 ・この表中で全部と記載されている非特定用途部分が入るもの
16の2項		全部
17項		全部
18項		全部
その他		・前各号に掲げる防火対象物で地階・無窓階又は3階以上の階の床面積が50m ² 以上のもの

	・ 特定I階段等防火対象物は全部
--	------------------

別記2(第52条関係)

消防計画の変更届出を要する事項等

	内容
1	自衛消防組織の編成の変更、組織の長の変更等自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
2	防火対象物の用途の変更、増築、改築および模様替え等により消防用設備等または特殊消防用設備等の点検および整備に関する事項の変更、避難施設の維持管理に関する事項の変更ならびに防火上の構造の維持管理に関する変更の事項
3	消火活動、通報連絡および避難誘導に関する事項の変更
4	その他署長が必要と認める事項

別記3(第57条関係)

統括防火管理義務対象物を単一防火管理組織として取り扱う場合の条件

1	防火対象物全体としては複合用途防火対象物であるが、当該防火対象物を1人の管理権原者が使用していると認められる場合
2	管理権原者と各賃借人との間で、以下のように防火管理の責務を遂行するために必要な権限が全て付与される取決めが確認でき、統一的な防火管理を行うことができる場合 (ア) 管理権原者が、各賃貸部分を含め防火対象物全体の防火に関する権限を有していること。 (イ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要な時に防火対象物の部分に立ち入ることができること。 (ウ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、各賃借人に対する防火に係る指示権限を有していること。

別図1

同意第 号
年 月 日
鯖江・丹生消防組合
消 防 長

同意第 号
年 月 日
鯖江・丹生消防組合
消 防 署 長

別図2

届 出 済
年 月 日
鯖江・丹生消防組合

別図3



別図4

再 交 付

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日			
鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 殿			
鯖江・丹生消防組合消防署長			
たき火または喫煙制限区域指定等申請書			
申 請 の 種 別	指 定（「新」・「継」）・変更・解除		
制 限 の 区 分	・たき火 ・たき火、喫煙		
所 在 地			
名 称 （ 区 域 ）		関 係 者 名 氏	
期 間	年 月 日 時～ 年 月 日 時		
警 戒 の 対 象			
関 係 者 及 び 付 近 住 民 の 意 見			
区 域 及 び 区 間 周 辺 の 建 物 、 交 通 ・ 人 口 等 の 状 況			
消 防 用 設 備 等 特 殊 消 防 用 設 備 等			
申 請 の 理 由			
担 当 者	所属氏名		

様式第2号（第5条関係）

		鯖・丹消第 号	
		年 月 日	
殿		鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長	
たき火または喫煙制限区域指定等通知書			
あなたの する について消防法第23条の 規定に基づき、次のように決定したので通知します。			
指定等の種別		指定年月日	年 月 日
指定等の区域			
指定等の理由			
指定等の区域図	N 4 +	指 定 期 間	
		自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分
遵守事項			

様式第3号(第6条関係)

様式第3号（第6条関係）

消 防 同 意 文 書 受 理 簿

[illegible]

様式第4号(第9条関係)

建築物調査報告書													
消防長	次長	課長	参事	主任			係			確認 許可番号 年 月 日			
署長	副署長	課長	参事	課長補佐	主任	調査員	確認						
							許可						
確認申請受付年月日			年 月 日			許可申請受付年月日			年 月 日				
番 号			第 号			第48条 第76条 番 号			第 号				
建築主・住所・氏名		In											
設 計 者		In						申請部分	申請以外 の 部 分	合 計			
工事施工者		In			敷地面積					㎡			
地 名 地 番					建築面積			㎡	㎡	㎡			
用 途 地 域					延べ面積			㎡	㎡	㎡			
防 火 地 域					建ぺい率			%	容 積 率	%			
主 要 用 途					最高の高さ			m	令10条 1項5号 該当	有・無			
工 事 種 別					工事期間			年 月 日～ 年 月 日					
棟 別 概 要 (1)	用 途				屋 根			防災関係事項					
	工 事 種 別				外 壁			構 造					
	構 造				軒 裏			内装制限					
					開口部			防火区画					
			階	階	階	階	階	合 計	界壁防災構造				
	申請部分								非常用照明				
	申請以外の部分								非常用進入口				
合 計													
棟 別 概 要 (2)	用 途				屋 根			消防用設備等					
	工 事 種 別				外 壁			消 火 器 具					
	構 造				軒 裏			屋内消火栓					
					開口部			屋外消火栓					
			階	階	階	階	階	合 計	自動火災報知設備				
	申請部分								非常警報設備				
	申請以外の部分								誘導灯				
合 計								防 炎 処 理					
意 見													
備考													

様式第4号の2（第9条関係）

建築物調査報告書

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	係	年 月 日 第 号 確認、許可、番号 年 月 日
建築確認受付 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号		許可申請受付 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	
建築主・住所・氏名			Ⅱ				
地 名 地 番							
用 途 地 域							
防 火 地 域							
主 要 用 途							
工 事 種 別			申 請 部 分	申 請 以 外 分 部 分	合 計		
		1 階					
建 築 物 構 造	() 造	2 階					
	【屋 根】	3 階					
	【外 壁】	合 計			㎡		
※備 考							

不同意理由書

鯖・丹消第 号 年 月 日	
殿	
鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長	
下記の理由により本建築物の を不同意とする	
建 築 主 住 所 氏 名	
敷 地 地 番	
設 計 者 住 所 氏 名	
主 要 用 途	工 事 種 別
理 由	

様式第5号の2（第9条関係）

不 同 意 理 由 書

鯖・丹消第 号 年 月 日 殿 鯖江・丹生消防組合消防署 消防署長			
下記の理由により本建築物の を不同意とする			
建 築 主 住 所 氏 名			
敷 地 地 番			
設 計 者 住 所 氏 名			
主 要 用 途		工 事 種 別	
理 由			

様式第 6 号（第 9 条関係）

意 見 書

鯖・丹消第 号 年 月 日 殿 鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長			
下記のとおり本建築物の に対し意見を付する			
建 築 主 住 所 氏 名			
敷 地 地 番			
設 計 者 住 所 氏 名			
主 要 用 途		工 事 種 別	
意 見			

様式第 6 号の 2 （第 9 条関係）

意 見 書

鯖・丹消第 号 年 月 日 殿 鯖江・丹生消防組合消防署 消防署長			
下記のとおり本建築物の に対し意見を付する			
建 築 主 住 所 氏 名			
敷 地 地 番			
設 計 者 住 所 氏 名			
主 要 用 途		工 事 種 別	
意 見			

様式第 7 号（第 15 条関係）

防火対象物指導経過書	
名 称	
所 在 地	
用 途	
年 月 日	指 導 経 過 内 容

様式第 7 号の 2（第 15 条関係）

年 月 日	指 導 経 過 内 容

様式第8号(第17条関係)

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査月日	年 月 日
						審 査 員 職 氏 名	
工事整備対象設備等着工届審査報告書（屋内・屋外消火栓設備）							
対象物名称				用途			義務・任意
審 査 項 目						良否	備 考
必要事項	設備の設計書・必要図面等						
ポンプ室	位 置						
	構 造						
水 源	種 類 （ ）（専用・兼用）						
	有効水量 （ ）						
	高架水槽 （ ） 3 F 以上						
	減水警報種類 （フロート 電極棒）						
	給水方法						
加圧水槽 装 置	全揚程 （ m）						
	吐出量 （ /mm）						
	出 力 （ k w）						
	制御板 （ポンプ一体式 セバレーター式）						
配 管	管 径 （ mm～ mm）						
	主管の材質 J I S						
	バルブの種類 J I S						
	吸水管 （固定 サクションカバー フート弁）						
	耐震装置（フレキシブル）						
呼 水 槽	容 量 （ ）						
	減水警報種別 （フロート、電極棒）						
	給水方法 （ ボールタップ式 ）						

[illegible]

様式第8号の2（第17条関係）

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査月日	年 月 日
						審 査 員	
						職 氏 名	
工事整備対象設備等着工届審査報告書（スプリンクラー設備）							
対象物名称					用途		
義 務 ・ 任 意							
審 査 項 目						良否	備 考
必要事項	設備の設計書・必要図面等						
ポンプ室	位 置						
	構 造						
水 源	種 類 （ ）（専用・兼用）						
	有効水量 （ ）						
	高架水槽 （ ） 3 F 以上						
	減水警報種類 （フロート・電極棒）						
	給水方法						
加圧送水 装 置	全揚程 （ m）						
	吐出量 （ /mm）						
	出 力 （ k w）						
	制御盤 （ポンプ一体式・セパレーター式）						
	起動用圧力タンク（空気式・水圧式）						
呼 水 槽	容 量 （ ）						
	減水警報種類 （フロート・電極棒）						
	給水方法 （ ボールタップ式 ）						
アラーム 弁	位 置 （ ）						
	構 造 （ ）						
	警戒区域数 （ 警戒）						
	警 報 （サイレン・ベル）						

審 査 項 目			良否	備考
配 管	管 径（主管 A）（枝管 A～ A）			
	給水管（固定・サクシヨンカバー・フート弁）			
	末端排水弁（警戒区域 ）			
	末端試験弁（ ）			
	制御弁	位 置（ ）		
		標 識（ ）		
耐震装置（フレキシブル）				
電 源	常用電源種別（ ）			
	非常電源種別（ ）			
配 線	非常電源回路（ ）			
	警報 操作回路（ ）			
送 水 口	位 置（ ）			
	標 識（ ）			
補 助 散 水 栓	設置個数（ ）口			
	表示灯（ ）			
集中管理 警 報 盤	設置場所（ ）			
	種類（専用・複合盤組込）			
	起動及び呼水槽、受水槽減水			
そ の 他 必 要 事 項	項 目	指 示 ・ 指 導 ・ そ の 他		

様式第8号の3（第17条関係）

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査月日	年 月 日
						審 査 員 職 氏 名	
工事整備対象設備等着工届審査報告書（泡消火設備）							
対象物名称				用途			義務・任意
審 査 項 目						良否	備 考
必要事項	設備の設計書・必要図面等						
ヘッド	種 類						
	個数及び配置						
	放出圧力 (MPa)						
	放 出 量 (/min)						
	取付状況						
	補給用予備ヘッド						
水 源	種類 ()						
	水量 (m ³)						
加圧送 水装置	設置場所						
	同時放水区画						
	能 力 (/min)						
	電源及び表示						
	仕切弁						
	逆仕弁、止水弁						
	ろ過装置、フート弁						
	手動起 動装置	位置					
		標識					
	圧力計、連成計						
	水温上昇防止装置						

審 査 項 目		良否	備考
呼水槽	容量 ()		
	減水警報装置		
	補給装置		
配 管	配管口径 (min)		
	仕切弁		
	被覆又は塗装		
	雑用水管との関係		
	末端の圧力計		
	末端の試験弁		
	試験用排水弁		
	制御弁	位置	
		標識	
	耐震装置		
非常電源	種類 ()		
	設置場所		
	容量 (A)		
	操作盤		
	配線		
自動火災感知装置			
自動警報装置			
消火薬剤	原液量 ()		
	貯蔵場所		
	泡発生倍率 (%)		
	混合率		
その他			

様式第8号の4（第17条関係）

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査月日	年 月 日
						審 査 員	
						職 氏 名	
工事整備対象設備等着工届審査報告書 (二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末消火設備)							
対象物名称				用途			義務・任意
審 査 項 目						良否	備 考
必要事項	設備の設計書・必要図面等						
放出方式	全城、局所、移動						
固定式	ヘッドの個数及び配管						
	ヘッドの放出口面積						
	ヘッドの取付状況						
	放出時間						
移動式	水平距離 (最大 m)						
	ノズル						
	ホース						
	放出量						
	放出時間						
起 動 装 置	起動方式						
	操作部分の位置						
	防護区画						
	放出区域からの歩行距離						
	保護装置						
	手動式	位置					
		標識					
電源及び表示							

審 査 項 目			良否	備考
電源	配管口径			
	配管延長			
	被覆及び塗装			
	弁と容器間の安全装置			
	選択弁	位置表示		
自動火災感知装置と連動				
自動閉鎖装置				
自動火災感知装置				
音響警報装置				
消火薬剤	ガス量、粉末量			
	貯蔵場所			
換気装置との関係				
非常電源	種 類 ()			
	設置場所			
	容 量 (A)			
	操 作 盤			
	配 線			
その他必要事項	項 目	指 示 ・ 指 導 ・ そ の 他		

様式第8号の5（第17条関係）

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査月日	年 月 日
						審 査 員	
						職 氏 名	
工事整備対象設備等着工届審査報告書（自動火災報知設備）							
対象物名称		用途			義務・任意		
審 査 項 目						良否	備 考
必要事項	設備の設計書・必要図面等						
警戒区域	面 積（最大㎡）						
	一辺の長さ（最大m）						
	各階別						
	天井裏部分、階段室、他						
受信機	設置場所（ 型 級 / 回線）						
	種 類						
	単 体 複合盤（予備電源内蔵）						
	階別選択操作回路						
	放送設備連動音響停止回路						
感知器	種 類（ 熱 ・ 分布型 ・ 煙 ）						
	取り付け場所による適応						
	取り付け面の高さの判定						
音響装置	主音響装置						
	地区音響設備						
	配置（水平距離2.5m以下）						
配 線	配線方法（ループ式・他）						
	導通試験方法（末端抵抗・押しボタン）						
	耐熱電源						
	非常電源の配線						

[illegible]

様式第8号の6（第17条関係）

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査月日	年 月 日
						審 査 員 職 氏 名	
工事整備対象設備等着工届審査報告書（避難器具）							
対象物名称				用途			義務・任意
審 査 項 目						良否	備 考
必要書類	設備の設計書・必要図面等						
金属製 避 難 はしご	構 造（ ）						
	機 能（ ）						
	取付位置（ ）						
	取付方法（ ）						
	取付金具の強度（ ）						
	標識板						
救助袋	構 造（ ）						
	機 能（ ）						
	取付位置（ ）						
	取付方法（ ）						
	取付金具の強度（上部）						
	取付金具の強度（下部）						
	標識板						
緩降機	構 造（ ）						
	機 能（ ）						
	取付位置（ ）						
	取付方法（ ）						
	取付金具の強度（ ）						
	標識板						

[illegible]

様式第8号の7（第17条関係）

署 長	副署長	課 長	参 事	課長補佐	主 任	審査日時	年 月 日
						審 査 員 職 氏 名	
消防用設備等着工届審査報告書（パッケージ型消火設備・自動消火設備）							
対象物名称		用 途			義 務 ・ 任 意		
審 査 項 目						良 否	備 考
必要事項	設備の設計書・必要図面等						
本体	位 置 （ ）						
	構 造 （ ）						
	本体設置台数						
	消火薬剤貯蔵容器 （ 加圧式 蓄圧式 ）						
	消火薬剤貯蔵容器内容積 （ ）						
	総薬剤量 （ ）						
	消火薬剤種別 （ ）						
	加圧用ガス種別 （ 窒素 二酸化炭素 ）						
	加圧用ガス充填量 （ ）						
	加圧用ガス充填圧力 （ ）						
作動装置	自動 手動 自動手動併用						
感知部	検出方式						
受信部	位 置 （ ）						
	系統数 （ ）						
	常用電源種別 （ ）						
	非常電源種別 （ ）						
	音響装置 （自動火災報知設備連動 有 無）						

様式第 9 号（第 18 条関係）

自 主 検 査 結 果 報 告 書			
年 月 日			
鯖江・丹生消防組合消防署長 殿			
届出者			
氏 名			
電 話			
下記のとおり、消防用設備等または特殊消防用設備等を設置したので、試験結果を報告します。			
記			
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		
	構 造	木造・準耐・耐火 階層 /	
	規 模	床面積 m ² 延べ面積 m ²	
試 験 実 施 日		年 月 日	
消 防 用 設 備 等 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 種 類			
試 験 実 施 者	住所		
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 添付書類は、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に準ずる。

様式第 1 0 号（第 19 条関係）

署長	副署長	課長	参事	課長補佐・主任	係

検査復命書および検査結果書

消防用設備等（特殊消防用設備等）の検査について、下記のとおり復命いたします。

記

- 1 検査日時
- 2 検査場所
- 3 対象物名称
- 4 検査員

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の試験結果については、下記の指示事項を除き正確に試験されていることを認めます。

種 類	指 示 事 項
消 火 設 備	
警 報 設 備	
避 難 設 備	
上記以外の 消防用設備等	
特記事項	

様式第11号(第22条関係)

検 査 済 証 交 付 台 帳

検査済証 番号	交 付 年 月 日	検 査 年 月 日	防 火 対 象 物 所 在 地 ・ 名 称	主 用 途 別 表 区 分 工 事 種 別	消 防 用 設 備 等 (特殊消防用設備等) の 種 類	備 考
	年 月 日	年 月 日		項 新・増・改・修		階数 階 延面積 m ²
	年 月 日	年 月 日		項 新・増・改・修		階数 階 延面積 m ²
	年 月 日	年 月 日		項 新・増・改・修		階数 階 延面積 m ²
	年 月 日	年 月 日		項 新・増・改・修		階数 階 延面積 m ²
	年 月 日	年 月 日		項 新・増・改・修		階数 階 延面積 m ²

様式第 1 2 号 (第 25 条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防署長 殿

対象物名
代表者

消防用設備等改善結果（計画）書

当対象物・施設について、消防用設備等改善通知書により指摘されました事項については下記の通り改善（の計画を）しました。

記

- 1 点検報告年月日 年 月 日
- 2 改善結果（計画） 対象物棟名称

改善結果（計画）

記入方法

- 1 指示事項については、項目ごとの内容を記載すること。
- 2 改善計画については、改善予定日時等を具体的に記入すること。
- 3 できる限り、工事見積書、契約書等の写しを添付すること。
- 4 この用紙に記載できないときは、別紙に記入し添付すること。

[illegible]

様式第 13 号 (第 37 条関係)

禁止行為解除承認申請處理簿

[illegible]

様式第 1 4 号（第 37 条関係）

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長

申請のことについては、下記の条件を付して承認する。

記

様式第 1 5 号（第 38 条関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）特例基準適用申請書

年 月 日		
鯖江・丹生消防組合消防署長 殿		
申請者 住 所 氏 名 電 話		
消防法第 1 7 条に基づき設置を必要とする消防用設備等（特殊消防用設備等） について、下記により特例基準の適用を受けたいので申請します。		
防 火 対 象 物	名 称	
	所 在 地	
	用 途	
	構造・規模	耐火・準耐・防火・その他（ ） 階層 / 階 床面積 m ² 延面積 m ²
特例基準の適用する消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類		
申請理由		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 防火対象物の案内図、各階平面図等関係図面を添付すること。
2 その他必要な書類を添付すること。
3 ※印欄に記入しないこと。

[illegible]

特例基準適用申請処理簿

[illegible]

様式第 1 7 号（第 38 条関係）

特 例 基 準 適 用 調 査 書

署 長	副署長	課 長	参 事	補 佐	課 員

調査日 年 月 日
調査員
職 氏 名

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	代表者名	
	用 途	
特例基準を適用する 消防用設備等（特殊消 防用設備等）の種類		
調 査 結 果		

様式第 1 8 号（第 39 条関係）

特 例 基 準 適 用 通 知 書

鯖・丹消第 号 年 月 日 殿 鯖江・丹生消防組合消防署 消防署長 年 月 日付けで申請のあった特例基準の適用については、下記のとおりです。 記		
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
特例基準を適用する 消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類		
条 件 等		
備 考		

[illegible][illegible]

様式第21号(第42条関係)

様式第21号(第42条関係)

タンク検査処理簿

検査番号	検査年月日	タンク区分	タンク容量	検査種別	設置場所	設置者住所・氏名	備考

様式第 2 2 号（第 49 条関係）

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防長 殿

申請者
住 所
氏 名
生年月日

防 火 管 理 者 認 定 申 請 書

防火管理者の認定につきまして鯖江・丹生消防組合火災予防規程第 5 0 条に規定する関係書類を添え申請します。

様式第23号(第49条関係)

第 号

認 定 証

氏 名
生年月日

あなたは消防法施行令第3条第1項第1号の規定による防火管理者の
資格を有する者として認定します。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長

様式第24号(第49条関係)

交付番号		氏名	
住所			
生年月日	年 月 日		
	講習終了年月日	年 月 日	
	交付年月日	年 月 日	
	防火対象物名		
	講習機関・場所	福井県消防長会	鯖 江
交付番号		氏名	
住所			
生年月日	年 月 日		
	講習終了年月日	年 月 日	
	交付年月日	年 月 日	
	防火対象物名		
	講習機関・場所	福井県消防長会	鯖 江
交付番号		氏名	
住所			
生年月日	年 月 日		
	講習終了年月日	年 月 日	
	交付年月日	年 月 日	
	防火対象物名		
	講習機関・場所	福井県消防長会	鯖 江

様式第25号(第64条関係)

防火対象物点検報告特例認定申請処理簿 (年)

番号	対象物名称	対象物所在地	申請者	申請日	検査日	認定又は不認定日		認定番号
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

様式第26号(第65条関係)

防火対象物点検報告特例認定に係る検査判定書

対象物名

検査項目	判定基準	判定(適・否)
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	適・否 年 月 日
命令の有無	申請日前の3年以内に消防法第5条第1項、第5条の2第1項各号、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	適・否
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項第2号、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	適・否
取消しの有無	申請日前の3年以内ににおいて消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	適・否
取消し事由の有無	消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	適・否
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内ににおいて消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	適・否
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内ににおいて虚偽の報告をしていないこと。	適・否
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内ににおいて実施した消防法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	適・否
防火管理者選任（解任）届出書の有無	消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	適・否 年 月 日

消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法施行規則第3条第1項の届出がされていること。	適・否 年 月 日
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	適・否 年 月 日
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	適・否
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	適・否
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	適・否
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。	適・否
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められてる事項が定められたとおりに適切に実施されていること。	適・否
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められてる事項が定められたとおりに適切に実施されていること。	適・否

訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	適・否 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	適・否
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。	適・否
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	適・否
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	適・否
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。	適・否
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（消防法第9条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。	適・否
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	・消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し維持されていること。 ・消防用設備等の設置に当たり、消防施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。	適・否
設置届出書の有無	消防法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること、	適・否

消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	・昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 ・消防用設備等にあつては、消防法施行規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあつては、同規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。	適・否 年 月 日 年 月 日 年 月 日
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項	市町村長が定める基準を満たしていること。	適・否

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

判定欄が「否」の場合は、否の理由を記入すること。

法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項
(鯖江・丹生消防組合火災予防条例)

検 査 項 目	判 定 基 準	判定 (適・否)
火を使用する設備 設備名 (年 月 日)	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 条から第 1 7 条の 3 に掲げる「火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 1 8 条から第 2 2 条の 2 に掲げる「火を使用する器具およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 2 3 条から第 2 8 条に掲げる「火の使用に関する制限等」を遵守していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 4 4 条に掲げる、火を使用する設備等の設置の届出がされていること。	適・否
指定数量未満の危険物 および指定可燃物 物質名 貯蔵量	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 0 条から第 3 2 条に掲げる「指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 3 条、第 3 4 条に掲げる「指定可燃物等の貯蔵および取扱いの基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 4 6 条に掲げる指定数量未満の危険物等の貯蔵および取扱いの届出がされていること。	適・否
消防用設備等	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 4 の 4 条から第 3 4 の 8 条に掲げる「消防用設備等の技術上の基準」に従って設置し、維持されていること。	適・否

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

判定欄が「否」の場合は、否の理由を記入すること。

様式第 2 7 号 (第 66 条関係)

防火対象物点検報告特例認定通知書

			鯖・丹消第 号 年 月 日
殿			
			鯖江・丹生消防組合消防署 消防署長
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった 下記の防火対象物に係る特例については認定することを決定したので通知する。			
記			
防火対象物	所 在 地	福井県	
	名 称		
	用 途		
認定の効力が生じる日		年 月 日	
認 定 番 号			
特 記 事 項	1 認定の失効 次のいずれかに該当することになったときには、 当該認定の効力を失う。 (1) 当該認定を受けてから3年が経過したとき。 (2) 当該防火対象物の管理について、権限を有する ものに変更があったとき。 2 認定の取消し 消防法令違反が発覚した場合、当該認定を取消す 場合がある。		

様式第 2 8 号（第 66 条関係）

防火対象物点検報告特例不認定通知書

		鯖・丹消第	号
		年 月	日
殿			
鯖江・丹生消防組合消防署 消防署長			
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については認定しないことを決定したので通知する。			
教 示			
この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鯖江・丹生消防組合消防長に対して審査請求することができる。			
また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江・丹生消防組合管理者となる。）。			
なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。			
記			
防火対象物	所在地	福井県	
	名 称		
	用 途		
認 定 し な い 理 由			
特 記 事 項			

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第30号(第69条関係)

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長

防火対象物点検報告特例認定通知証明書

下記の防火対象物は、消防法第8条の2の3第3項に基づく特例について、
認定したことを証明する。

防火対象物	管理権原者 住 所 氏 名	
	所 在 地	福井県
	名 称	
	用 途	
特 例 認 定 年 月 日		年 月 日
認 定 番 号		

様式第 3 1 号（第 71 条関係）

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防長 殿

申請者
住 所
氏 名
生年月日

防 災 管 理 者 認 定 申 請 書

防災管理者の認定につきまして鯖江・丹生消防組合火災予防規程第 7 3 条に規定する関係書類を添え申請します。

様式第32号(第77条関係)

様式第32号(第77条関係)

防災管理点検報告特例認定申請処理簿 (年)

番号	対象物名称	対象物所在地	申請者	申請日	検査日	認定又は不認定日		認定番号
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

様式第33号(第78条関係)

防災管理点検報告特例認定に係る検査判定書

対象物名		
検査項目	判定基準	判定(適・否)
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請 防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	適・否 年 月 日
命令の有無	申請日前の3年以内において法 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請 防災管理対象物 の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	適・否
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請 防災管理対象物 の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	適・否
取消しの有無	申請日前の3年以内において法 第36条第1項において準用する 法 第8条の2の3第6項の規定に基づく 認定の取消しをされていないこと。	適・否
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	適・否
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項におよぶ点検および報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	適・否
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	適・否

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	適・否
防災管理者選任（解任）届出書の有無	規則第51条の9の届出がされていること。	適・否 年 月 日
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第51条の8第1項の届出がされていること。	適・否 年 月 日
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	適・否
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請 防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	適・否
管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）で管理について権原が分かれている場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請 防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	適・否
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の 防災管理対象物である場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	適・否
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	適・否
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められた	適・否

	とおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請 防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	適・否
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	適・否 年 月 日 年 月 日 年 月 日
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	適・否
共同防災管理協議事項の決定及び届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11において準用する規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。	適・否
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	適・否

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

判定欄が「否」の場合は、否の理由を記入すること。

法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項
(鯖江・丹生消防組合火災予防条例)

検 査 項 目	判 定 基 準	判定 (適・否)
火を使用する設備 設備名 (年 月 日)	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 条から第 1 7 条の 3 に掲げる「火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 1 8 条から第 2 2 条の 2 に掲げる「火を使用する器具およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 2 3 条から第 2 8 条に掲げる「火の使用に関する制限等」を遵守していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 4 4 条に掲げる、火を使用する設備等の設置の届出がされていること。	適・否
指定数量未満の危険物 および指定可燃物 物質名 貯蔵量	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 0 条から第 3 2 条に掲げる「指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 3 条、第 3 4 条に掲げる「指定可燃物等の貯蔵および取扱いの基準」に適合していること。	適・否
	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 4 6 条に掲げる指定数量未満の危険物等の貯蔵および取扱いの届出がされていること。	適・否
消防用設備等	・ 鯖江・丹生消防組合火災予防条例第 3 4 の 4 条から第 3 4 の 8 条に掲げる「消防用設備等の技術上の基準」に従って設置し、維持されていること。	適・否

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

判定欄が「否」の場合は、否の理由を記入すること。

様式第34号(第79条関係)

防災管理点検報告特例認定通知書

鯖・丹消第 号		
年 月 日		
殿		
鯖江・丹生消防組合消防署 消防署長		
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については認定することを決定したので通知する。		
記		
防火対象物	所在地	福井県
	名称	
	用途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認定番号		
特記事項	1 認定の失効 次のいずれかに該当することになったときには、当該認定の効力を失う。 (1) 当該認定を受けてから3年が経過したとき。 (2) 当該防火対象物の管理について、権限を有するものに変更があったとき。 2 認定の取消し 消防法令違反が発覚した場合、当該認定を取消す場合がある。	

様式第35号(第79条関係)

様式第36号(第82条関係)

防災管理点検報告特例認定通知証明願

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防署長 殿

願出者
住所
氏名
電話番号

下記の防火対象物は、消防法第36条第1項において準用する、第8条の2の3第1項に規定する特例認定を受けていることを証明願います。

記

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第一 () 項
証明を必要とする理由		☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ 汚損 ☐ その他()	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 3 7 号（第 82 条関係）

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長

防災管理点検報告特例認定通知証明書

下記の防火対象物は、消防法第 3 6 条第 1 項において準用する、消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項に基づく特例について、認定したことを証明する。

防災管理 対 象 物	管 理 権 原 者 住 所 氏 名	
	所 在 地	福井県
	名 称	
	用 途	
特 例 認 定 年 月 日		年 月 日
認 定 番 号		